

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 10 月 24 日

申請者 氏名又は名称
 住所
 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

ア ク ア サ ー ビ ス
 株式会社 アクアサービス
 〒561-0831 大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号
 HealthOneBLDG 602
 代表取締役 多 田 健 史
 TEL 06-6335-1211 FAX 06-6335-1216
 aquaservice0000@gmail.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 上下水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 10 月 24 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者 氏名

株式会社 アクアサービス
〒561-0831 大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号
HeaRthOneBLDG 602

代表取締役 多田 健史



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ア ク ア サ ビ ス 株式会社 アクアサービス		
住 所	〒561-0831 大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号 HeaRthOneBLDG 602		
フリガナ 代表者の氏名	タ ダ ケ シ 代表取締役 多田 健史		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事務所及び事務所の 住所変更	〒561-0834 大阪府豊中市庄内東町 四丁目5番7号	〒561-0831 大阪府豊中市庄内東町 二丁目1番2号 HeaRthOneBLDG 602	令和 6年 10月 1日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号He a R t h O n e B L D G 6 0 2
株式会社アクアサービス

会社法人等番号	1209-01-033080	
商 号	株式会社アクアサービス	
本 店	<u>大阪府豊中市庄内栄町四丁目5番7号</u>	
	大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号He a R t h O n e B L D G 6 0 2	令和 6年10月 1日移転 ----- 令和 6年10月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成25年9月2日	
目的	1. 公共下水管、一般建物附属下水管の清掃業 2. 貯水槽の清掃業 3. 給排水工事の設計施工業 4. 一般建築、土木工事及び外構工事の請負業 5. 産業廃棄物処理業 6. 古物営業法に基づく古物商 7. 各種物品の販売 8. 各種催事の企画、運営及び管理業 9. 広告及び宣伝に関する事業 10. 不動産の賃貸及び管理業 11. 飲食店、食堂及び喫茶店の経営業 12. オール電化の設計施工業及び推進に関わる事業 13. 太陽光を利用した発電装置の設置及び販売 14. 引越し業 15. 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業 16. 清掃業、特殊清掃業並びにハウスクリーニング業 17. 害虫駆除業 18. 産業廃棄物収集運搬業 19. 遺品整理、生前整理業 20. 不用品の収集、買取、処分並びにリサイクル業 21. リフォーム事業 22. 建設業 23. 前各号に附帯する一切の事業	
	平成30年 8月 1日変更 平成30年 8月13日登記	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 40株	

大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号HeartOneBLDG602
株式会社アクアサービス

資本金の額	金200万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。	
役員に関する事項	取締役 <u>多田健史</u>	平成30年10月31日重任 ----- 平成30年11月26日登記
	取締役 <u>多田健史</u>	令和5年10月31日重任 ----- 令和6年1月24日登記
	取締役 <u>多田康史</u>	平成30年10月31日重任 ----- 平成30年11月26日登記
	取締役 <u>多田康史</u>	令和5年10月31日重任 ----- 令和6年1月24日登記
	取締役 <u>多田孝志</u>	平成30年10月31日重任 ----- 平成30年11月26日登記
	取締役 <u>多田孝志</u>	令和5年10月31日重任 ----- 令和6年1月24日登記
	取締役 <u>多田すゑ子</u>	平成30年10月31日重任 ----- 平成30年11月26日登記
	取締役 <u>多田すゑ子</u>	令和5年10月31日重任 ----- 令和6年1月24日登記
	兵庫県尼崎市武庫町一丁目51番1-807号 代表取締役 <u>多田健史</u>	平成30年10月31日重任 ----- 平成30年11月26日登記
	兵庫県尼崎市南武庫之荘三丁目17番7号吉田 テラスハウス1-6 代表取締役 <u>多田健史</u>	令和2年2月28日住所 移転 ----- 令和2年10月12日登記
	兵庫県尼崎市南武庫之荘三丁目17番7号吉田 テラスハウス1-6 代表取締役 <u>多田健史</u>	令和5年10月31日重任 ----- 令和6年1月24日登記

大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号HeartOneBLDG602
株式会社アクアサービス

登記記録に関する事項	設立	平成25年9月2日登記
------------	----	-------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和6年10月4日

大阪法務局池田出張所

登記官

近藤秀樹



株式会社アクアサービス 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社アクアサービスと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

1. 公共下水管、一般建物附属下水管の清掃業
2. 貯水槽の清掃業
3. 給排水工事の設計施工業
4. 一般建築、土木工事及び外構工事の請負業
5. 産業廃棄物処理業
6. 古物営業法に基づく古物商
7. 各種物品の販売
8. 各種催事の企画、運営及び管理業
9. 広告及び宣伝に関する事業
10. 不動産の賃貸及び管理業
 11. 飲食店、食堂及び喫茶店の経営業
 12. オール電化の設計施工業及び推進に関わる事業
 13. 太陽光を利用した発電装置の設置及び販売
 14. 引越し業
 15. 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業
 16. 清掃業、特殊清掃業並びにハウスクリーニング業
 17. 害虫駆除業
 18. 産業廃棄物収集運搬業
 19. 遺品整理、生前整理業
20. 不用品の収集、買取、処分並びにリサイクル業
 21. リフォーム事業
 22. 建設業
 23. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府豊中市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当会社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第12条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利

を行使することができる株主とする。

- 2) 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

- 2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役が招集する。
- 3) 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことが出来る。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故もしくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができる全ての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主に委任しなければならない。この場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証

する書面等を提出することを要する。

2) 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は1名以上とする。

(選任方法)

第22条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第24条 当会社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役を選定する。

1) 取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とする。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に行う。

(除斥期間)

第28条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2) 未払いの配当金には利息をつけない。

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めると
ころによる。

以上、現行定款に相違ありません。

令和 6 年 10 月 1 日

大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号

H e a R t h O n e B L D G 6 0 2

株式会社アクアサービス

代表取締役 多田健史

多田 健史

令和 6年10月24日

この定款はコピーであり

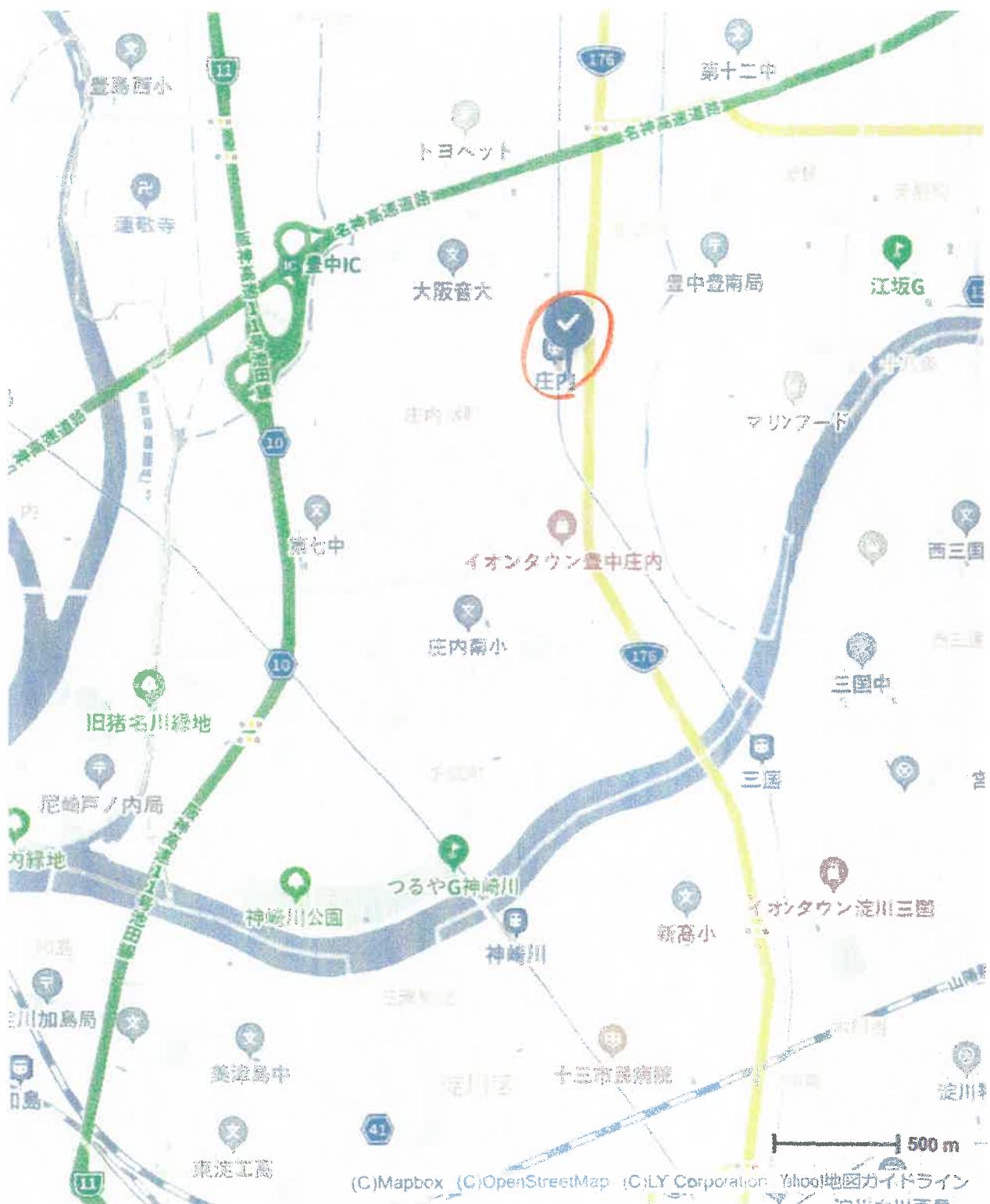
原本と相違ありません。

株式会社アカアサービス

代表取締役 多田健史



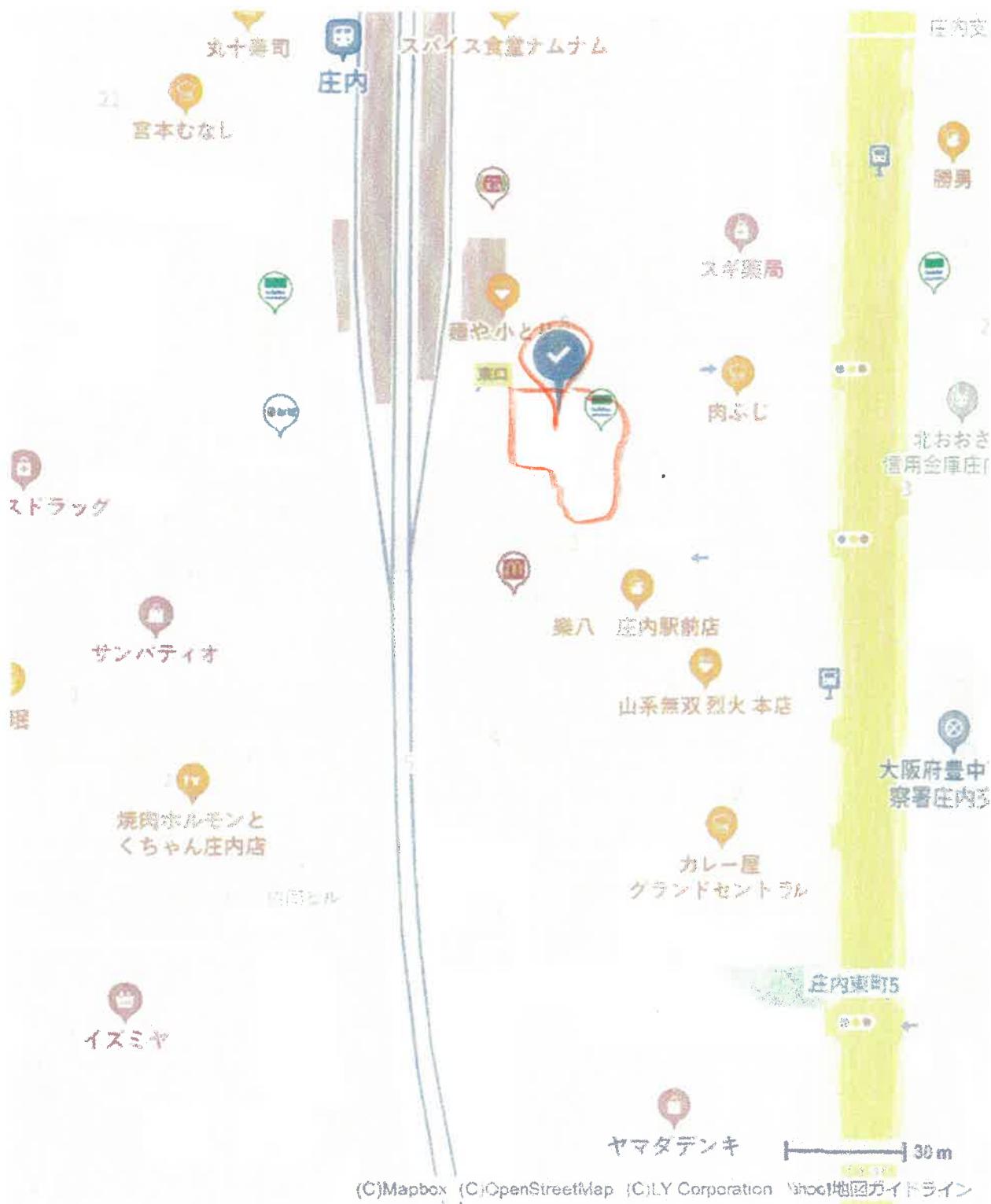
大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号
HeaRthOneBLDG602



大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号
HeaRthOneBLDG602



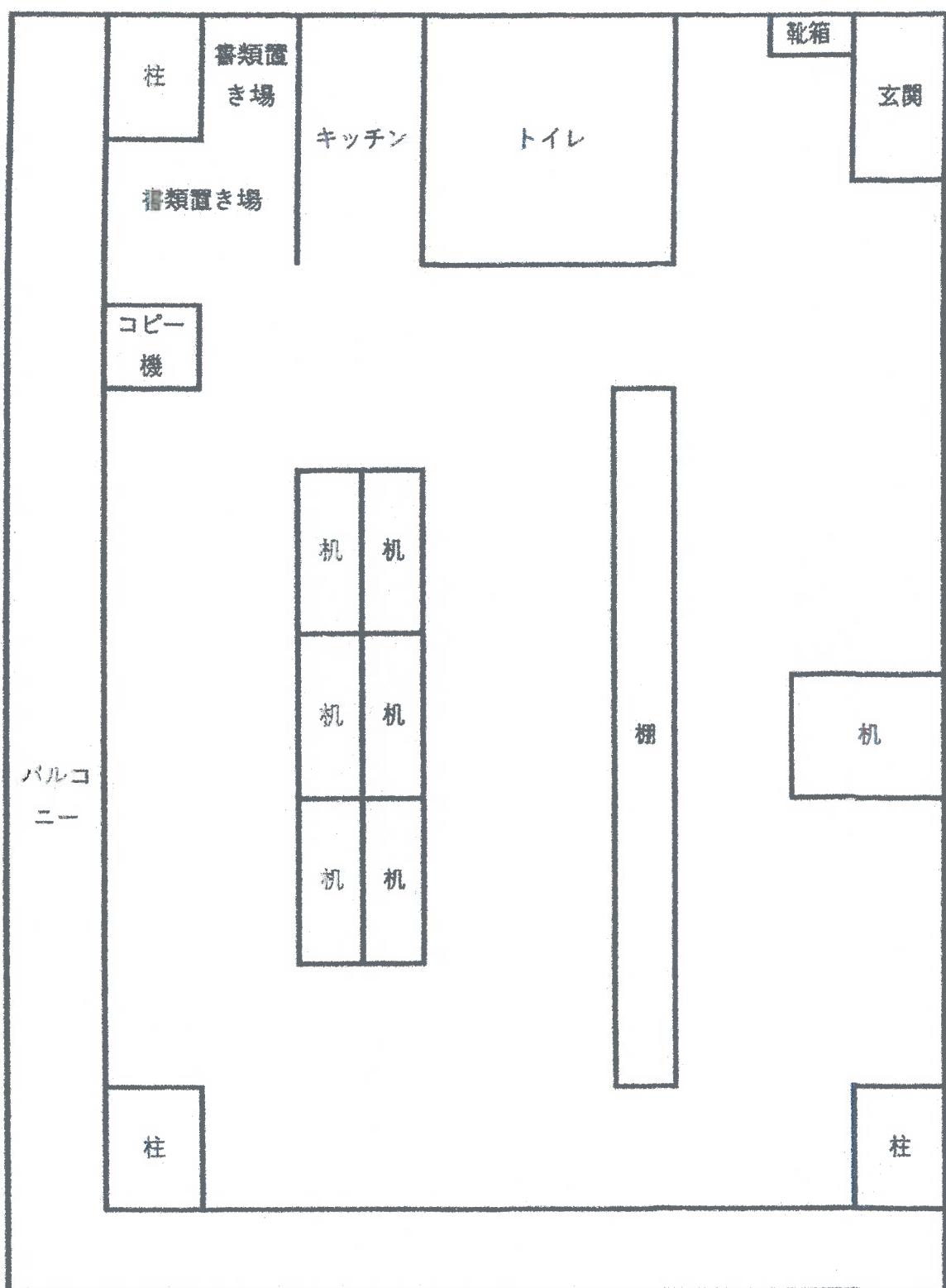
大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号
HeaRthOneBLDG602



大阪府豊中市庄内東町二丁目1番2号
HeaRthOneBLDG602



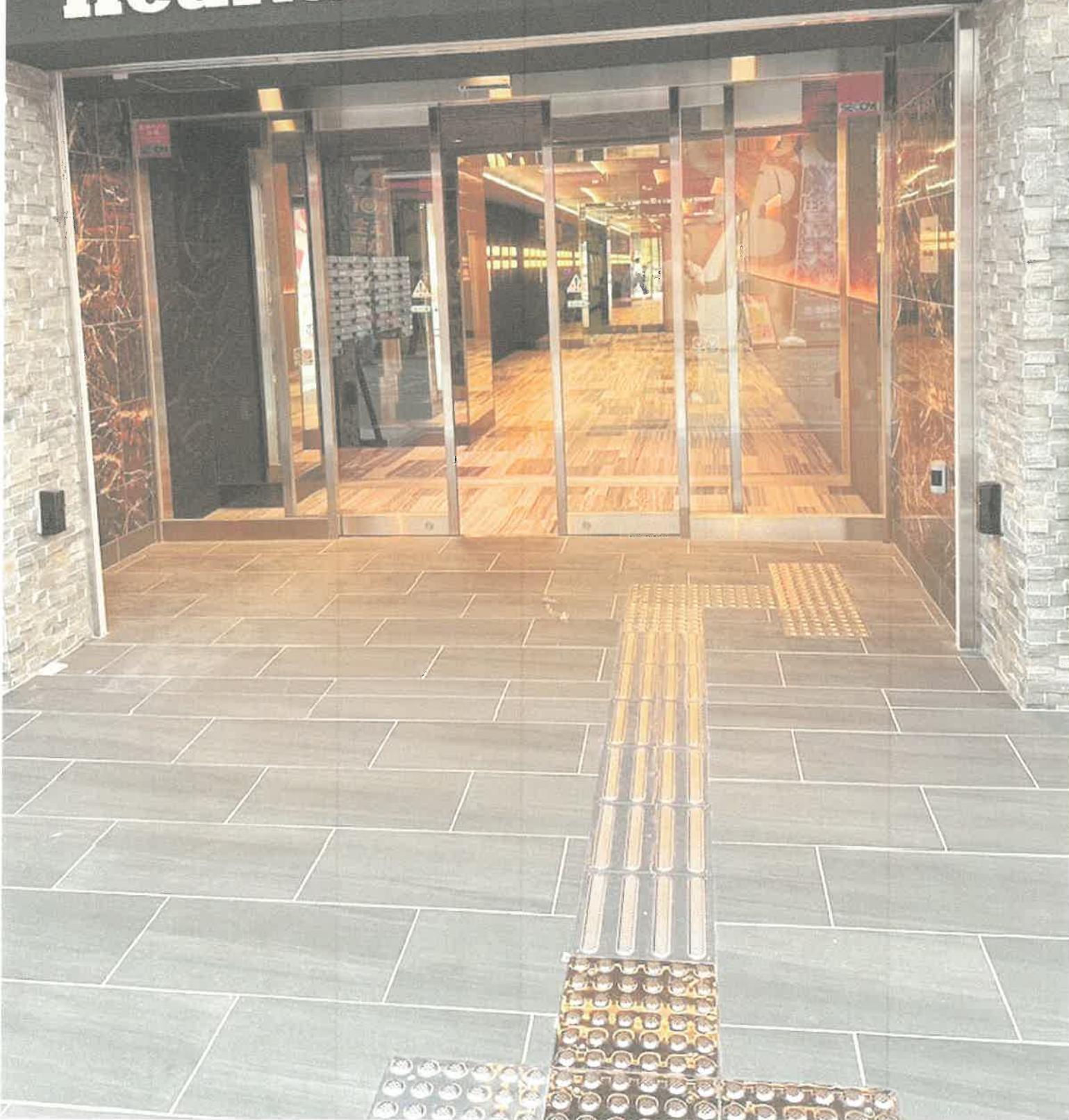
事務所平面図 (65.65m²または19.85坪)



※材料や工具は車の中に保管となりました。



HeaRth One BLDG



801

602

株式会社アクアサービス

502

402

302



株式会社
アクアサービス

137









大阪480
の 36-55